

## 決議案第5号

### 少子・高齢社会対策特別委員会設置に関する決議

- 1 本議会に16人の委員をもって構成する少子・高齢社会対策特別委員会を設置する。
- 2 本委員会は、次の事項について必要な調査を行う。
  - (1) 少子対策の推進に関すること。
  - (2) 子育て自立支援に関すること。
  - (3) 子育て環境の整備に関すること。
  - (4) 高齢化対策の推進に関すること。
  - (5) 介護保険事業に関すること。
- 3 本委員会は、前項に関する関係常任委員会所管事務について連絡調整を行う。
- 4 本委員会は、閉会中も調査を行うことができることとし、議会において調査終了を議決するまで継続存置する。